平成２３年（フ）第４８号
神奈川県川崎市多摩区登戸59番地　リトルウッドＣ301、申立時の住所神奈川県横須賀市追浜南町２丁目９番地10　パストラル追浜201
債務者　村上　智寛
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第４９号
神奈川県川崎市多摩区登戸59番地　リトルウッドＣ301、申立時の住所神奈川県横須賀市追浜南町２丁目９番地10　パストラル追浜201
債務者　村上　真弓
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２５３号
北九州市小倉北区金田１丁目１番６―816号
債務者　渡辺美代子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２５４号
北九州市小倉北区金田１丁目１番６―816号
債務者　渡辺　幸洋
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２８２号
北九州市八幡西区筒井町４番25―308号
債務者　坂本　幸一
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５２号
青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字銅屋森53番地31
債務者　佐藤　妙子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２７２号
福岡県遠賀郡遠賀町遠賀川３丁目24番９号
債務者　田中由美子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３０３号
北九州市門司区大里東１丁目７番５―303号
債務者　石迫　輝之
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６１号
福島県双葉郡大熊町大字小入野字西大和久394番地６　東北荘１号
債務者　阿部　治紀
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第６２号
福島県双葉郡大熊町大字小入野字西大和久394番地６　東北荘１号
債務者　阿部　　惠
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第８６３号
川崎市麻生区細山５丁目25番７号　グランドメゾン細山110
債務者　青木　孝造
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８１号
川崎市多摩区枡形５丁目16番５―102号、前住所川崎市多摩区栗谷３丁目16番19号　ヴィラ・クレスト201
債務者　三浦ゆかり（旧姓手塚）
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
川崎市高津区末長1415番地１　武蔵野ハイツ102
債務者　野々村一彦
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５７号
川崎市高津区下作延１丁目７番44号　第二楓荘Ｃ
債務者　加藤　　正
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８１号
川崎市多摩区登戸新町258番地　ミングルＡＰデュオパートⅠ―11号
債務者　中込　壮大
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８２号
川崎市中原区中丸子731番地　ベルジュＳ―102
債務者　青野　浩治
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係